

教育委員会

教育公安委員会 【議案関係資料】

11月25日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
施設整備室	栗田支援学校整備事業（債務負担行為の設定）	3
教職員給与課	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第222号】	5
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案【議案第223号】	12
	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第224号】	18
総文祭推進室*	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業（債務負担行為の設定）	20
生涯学習課	美術品取得事業	24
	あきた Museum 機能強化事業（Museum 特別展充実事業）（債務負担行為の設定）	25

*総文祭推進室＝全国高等学校総合文化祭推進室

栗田支援学校整備事業（債務負担行為の設定）

施設整備室

1 目的

栗田支援学校整備事業において、小学部棟工事に伴い仮設校舎を賃貸借する必要があることから、債務負担行為を設定する。

2 債務負担行為を設定する期間及び限度額

(1) 期間 令和8年度～令和10年度

(2) 限度額 506,000千円(債455,200千円) □50,800千円)

年度ごとの上限額 令和8年度 189,750千円(債170,700千円+19,050千円)

令和9年度 189,750千円(債170,700千円) △19,050千円)

令和10年度 126,500千円(債)113,800千円 △12,700千円)

3 スケジュール

栗田支援学校整備事業



市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第222号】

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、採用時からのへき地手当に準ずる手当を支給するほか、駐車場等を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給する等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 通勤手当

- ① 自動車の使用者に対する通勤手当と自動車以外の交通用具使用者に対する通勤手当を同額とするとともに、手当の上限額を51,400円から54,800円に引き上げる。
(第1条改正の第16条関係)
- ② 交通用具使用者に対する通勤手当の上限額を54,800円から60,800円に引き上げる。
(第2条改正の第16条関係)
- ③ 通勤のために駐車場等を利用し、その料金の負担を常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額を支給する。
(第2条改正の第16条関係)

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地手当に準ずる手当の支給対象に、新規採用職員となり、へき地学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員を追加する。
(第17条の3関係)

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る宿日直手当の上限額を次のとおり引き上げるとともに、今後実施が見込まれない管理又は監督の業務その他特殊な業務（主に寄宿舎の舎監業務）に係る宿日直手当を廃止する。

(第21条関係)

- ① 通常の宿日直勤務 4,700円（現行4,400円）
- ② ①の勤務で勤務時間が通常の2分の1の退庁時から引き継ぐ場合 7,050円（現行6,600円）

(4) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。 (第22条及び第23条関係)

(単位：月)

区分		現 行			令和7年度（改正後）			令和8年度（改正後）		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期 末	一般職員	1.250	1.250	2.500	1.250	1.275	2.525	1.2625	1.2625	2.525
	定年前再任用短時間勤務職員	0.700	0.700	1.400	0.700	0.725	1.425	0.7125	0.7125	1.425
勤 勉	一般職員	1.050	1.050	2.100	1.050	1.075	2.125	1.0625	1.0625	2.125
	定年前再任用短時間勤務職員	0.500	0.500	1.000	0.500	0.525	1.025	0.5125	0.5125	1.025
合 計	一般職員	4.600			4.650 (+0.05)			4.650		
	定年前再任用短時間勤務職員	2.400			2.450 (+0.05)			2.450		

※網掛け部分が改正箇所

(5) 給料の改定

現行の給料表について、給料月額の引上げを行う。 (別表第1～別表第3関係)

3 施行期日

- (1) 通勤手当
第1条改正分 公布の日（令和7年4月1日適用）
第2条改正分 令和8年4月1日
- (2) へき地手当に準ずる手当
公布の日（令和7年4月1日適用）
- (3) 宿日直手当
公布の日（令和7年4月1日適用）
- (4) 期末手当及び勤勉手当の引き上げ
令和7年12月支給分 公布の日（令和7年12月1日適用）
令和8年6月以降支給分 令和8年4月1日
- (5) 給料の改定
公布の日（令和7年4月1日適用）

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新

(通勤手当)

第十六条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略
二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千八百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて、教育委員会規則で定める額（第十六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。））にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

3 略
3 略
3 略

第十七条の三 職員が学校及び共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第十一条第一項に規定する条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。
2 新たに給料表の適用を受ける

第十七条の三 職員が学校及び共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当するときは、当該職員には、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第十一条第一項に規定する条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。
2 新たに給料表の適用を受ける

第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第十九条の二第六号中「特地勤務手当」とあるのは、「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

(宿日直手当)

2 宿日直手当の額は、その勤務一回につき、四千七百円

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)
第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第十九条の二第六号中「特地勤務手当」とあるのは、「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

2 宿日直手当の額は、その勤務一回につき、四千七百円
を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。

（期末手当）
第二十二条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第十六条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略
二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める額（第十六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

3 略
3 略
3 略

第十七条の三 職員が学校及び共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当するときは、当該職員には、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第十一条第一項に規定する条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。
2 新たに給料表の適用を受ける

第十七条の三 職員が学校及び共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当するときは、当該職員には、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第十一条第一項に規定する条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。
2 新たに給料表の適用を受ける

第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第十九条の二第六号中「特地勤務手当」とあるのは、「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

(宿日直手当)

2 宿日直手当の額は、その勤務一回につき、四千四百円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千百円）を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。

2 宿日直手当の額は、その勤務一回につき、四千四百円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千百円）を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

新

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の七十二・五」とする。

4 5 7 略

(勤勉手当)

第二十三条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額
3 5 略

(事務処理の特例)

第三十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条
第一項の規定により、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、べき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当の支給等に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、市町村が処理することとする。

旧

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の七十二」とする。

4 5 7 略

(勤勉手当)

第二十三条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五を乗じて得た額の総額
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額
3 5 略

(事務処理の特例)

第三十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条
第一項の規定により、次に掲げる事務

は、市町村が処理することとする。

一 第十五条第一項の規定による扶養手当に係る届出の受理
二 第十五条第三項の規定による扶養手当の支給額の改定
三 前二号に掲げるもののほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、べき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当の支給等に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新

（通勤手当）

第十六条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第五項において「運賃等相当額」という。）

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、六万八百円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額（第六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 略

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、教育委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び第五項において「特別急行列車等」という。）を利用して、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするもの、通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）

二 略

4 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第八項において「駐車場等」という。）を利用して、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による

5 | 領額

5 | 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 | 通勤手当は、支給単位期間（教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、教育委員会規則で定める期間）に係る最初の月（第三項第一号の規定による通勤手当及び当該月に支給することが困難な通勤手当として教育委員会規則で定めるものにあつては、その翌月）の教育委員会規則で定める日に支給する。

7 | 略

8 | 7 | (期末手当)

この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として教育委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

2 | 第二十二条 略

この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 | 四 | 略

3 | 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは、「百分の七十一・二五」とする。

4 | 7 | 略

（通勤手当）

第十六条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第四項において「運賃等相当額」という。）

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千八百円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額（第六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 略

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、教育委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「特別急行列車等」という。）を利用して、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするもの、通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

二 略

4 | 領額

4 | 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額）及び前項第一号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 | 通勤手当は、支給単位期間（教育委員会規則で定める期間）にあつては、教育委員会規則で定める最初の月（第三項第一号の規定による通勤手当

8 | 6 | (期末手当)

この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 | 四 | 略

3 | 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の七十二・五」とする。

2 | 第二十二条 略

この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 | 四 | 略

3 | 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは、「百分の七十一・二五」とする。

4 | 7 | 略

(勤勉手当)

第二十三条 略

新

2 第二十三条 略
勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を超えてはならない。
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額

旧

2 第二十三条 略
勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を超えてはならない。
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 等の一部を改正する条例案【議案第223号】

教職員給与課

1 改正理由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教職調整額の支給割合を引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当の支給に関し所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年秋田県条例第66号）の一部改正（第1条による改正）

① 教職調整額

- ア 教職調整額の支給割合を給料月額の10%（現行4%）に引き上げる。（第3条関係）
- イ 指導改善研修被認定者（児童・生徒への指導が不適切である教員）には教職調整額を支給しない。（第3条関係）
- ウ 教職調整額の支給割合は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間、段階的に引き上げる。（附則第2項関係）

期 間	支給割合
令和 8年1月1日から令和 8年12月31日まで	5 %
令和 9年1月1日から令和 9年12月31日まで	6 %
令和10年1月1日から令和10年12月31日まで	7 %
令和11年1月1日から令和11年12月31日まで	8 %
令和12年1月1日から令和12年12月31日まで	9 %
令和13年1月1日から	10 %

② 教員特殊業務手当

学校の管理下で行う緊急業務のうち、次に掲げる業務に係る教員特殊業務手当の日額を、7,500円から8,000円に引き上げる。(第7条関係)

- ア 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- イ 児童・生徒に対する緊急の補導業務

(2) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)の一部改正(第2条による改正)

① 義務教育等教員特別手当

県立学校職員に支給する義務教育等教員特別手当を次に掲げる校務の種類に応じて支給する。
(第23条の3の4関係)

- ア 学級担任(特別支援学校及び特別支援学級を除く。) 支給限度額：月額8,600円
- イ 学級担任以外 支給限度額：月額5,600円

② 管理職(校長、副校長、教頭)に対する給料月額への加算

管理職の給料月額を算出する際に加算する額を次のとおり引き上げる。(別表第4関係)

- ア 校長 月額3,800円又は4,000円(現行は加算なし)
- イ 副校長、教頭 月額11,500円(現行7,700円又は7,500円)

(3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年秋田県条例第59号)の一部改正(第3条による改正)

① 多学年学級担当手当を廃止する。(第17条関係)

② 義務教育等教員特別手当

市町村立学校職員に支給する義務教育等教員特別手当を次に掲げる校務の種類に応じて支給する。
(第24条の2関係)

- ア 学級担任(特別支援学級を除く。) 支給限度額：月額8,600円
- イ 学級担任以外 支給限度額：月額5,600円

③ 管理職（校長、副校長、教頭）に対する給料月額への加算

管理職の給料月額を算出する際に加算する額を次のとおり引き上げる。（別表第1関係）

ア 校長 月額 3,800円又は4,000円（現行は加算なし）

イ 副校長、教頭 月額 11,500円（現行 7,700円又は7,500円）

3 施行期日

令和8年1月1日

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）。第三条第一項及び第八条において「法」という。）第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等について定めるものとする。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭並びに指導改善研修被認定者（法第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第六条第二項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務）

第六条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務時間を超える勤務をいい、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。次条第一項第三号において「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下この項及び次条第一項第三号において「休日」という。）並びに一般職の職員の給与に関する条例第十六条又は市町村立学校職員給与条例第十九条の規定により休日勤務手当が一般的の職員に對して支給される日（休日を除く。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務）

第六条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の百分の四（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項第一号に該当すると教育委員会が認める義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）にあつては、人事委員会規則で定める割合）に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。次条第一項第三号において「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下この項及び次条第一項第三号において「休日」という。）並びに一般職の職員の給与に関する条例第十六条又は市町村立学校職員給与条例第十九条の規定により休日勤務手当が一般的の職員に對して支給される日（休日を除く。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務）

第六条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の百分の四（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項第一号に該当すると教育委員会が認める義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）にあつては、人事委員会規則で定める割合）に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

（教員特殊業務手当の支給）

第七条 略

1 | 附 則

この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 | 附 則

この前項の手当の額は、業務に從事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる業務 八千円（同号（一）に掲げる業務の二に掲げる字句とする）

二 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用について（同項中「百分の十一」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする）

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

3 略

（教員特殊業務手当の支給）

第七条 略

1 | 附 則

この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 | 附 則

この前項の手当の額は、業務に從事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる業務 八千円（被害限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に從事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

二 前項第一号（一）及び（二）に掲げる業務	七千五百円
三 五 略	

旧

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。第八条において「法」という。）第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等について定めるものとする。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。次条第一項第三号において「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下この項及び次条第一項第三号において「休日」という。）並びに一般職の職員の給与に関する条例第十六条又は市町村立学校職員給与条例第十九条の規定により休日勤務手当が一般的の職員に對して支給される日（休日を除く。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務）

第六条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の百分の四（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項第一号に該当すると教育委員会が認める義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）にあつては、人事委員会規則で定める割合）に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。次条第一項第三号において「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下この項及び次条第一項第三号において「休日」という。）並びに一般職の職員の給与に関する条例第十六条又は市町村立学校職員給与条例第十九条の規定により休日勤務手当が一般的の職員に對して支給される日（休日を除く。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。

2 略

（義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務）

第六条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の百分の四（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項第一号に該当すると教育委員会が認める義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校长、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）にあつては、人事委員会規則で定める割合）に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

（教員特殊業務手当の支給）

第七条 略

1 | 附 則

この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 | 附 則

この前項の手当の額は、業務に從事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる業務 八千円（被害限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に從事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

二 前項第一号（一）及び（二）に掲げる業務	七千五百円
三 五 略	

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新 田

(義務教育等教員特別手当)
第二十三条の三の四 教育公務員特例法第十三条第二項各号に規定する校長若しくは教員又は教育公務員特例法施行令(昭和二十九年政令第六号)第九条第二項に規定する実習助手若しくは寄宿舎指導員である職員には、その分掌する次に掲げる校務の種類に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。

一 学級(県立の中学校及び高等学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

二 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

三 評定(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

一 前号に掲げる校務の月額は、八千六百円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

二 学級(県立の中学校及び高等学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

三 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

四 教育職給料表(2)
(表 略)

1 教育職給料表(1)
(表 略)

備考 1 略
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に1,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

五 教育職給料表(2)
(表 略)

1 教育職給料表(1)
(表 略)

備考 1 略
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に1,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

六 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

四 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

五 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

六 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

七 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

(義務教育等教員特別手当)
第二十三条の三の四 教育公務員特例法第十三条第二項各号に規定する校長若しくは教員又は教育公務員特例法施行令(昭和二十九年政令第六号)第九条第二項に規定する実習助手若しくは寄宿舎指導員である職員には、その分掌する次に掲げる校務の種類に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。

一 学級(県立の中学校及び高等学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

二 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

三 評定(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

一 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

二 学級(県立の中学校及び高等学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

三 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあつては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

四 教育職給料表(2)
(表 略)

1 教育職給料表(1)
(表 略)

備考 1 略
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に1,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に1,500円を、その職務の級が5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

五 教育職給料表(2)
(表 略)

1 教育職給料表(1)
(表 略)

備考 1 略
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に1,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に1,500円を、その職務の級が5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

六 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

七 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

八 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

九 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

十 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(第三条による改正)

新
(特殊勤務手当)
第十七条 略
2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～三 略

新

四

(義務教育等教員特別手当)
第二十四条の二 市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員には、その分掌する次に掲げる校務の種類に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。

一 学級(市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第一項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

二 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円(前項第一号に掲げる校務を分掌する場合にあっては、五千六百円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。

三 略

別表第1(第5条関係)

1 教育職給料表(1)

(表略)

備考1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

(表略)

備考1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1(第5条関係)

1 教育職給料表(1)

(表略)

備考1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円

_____をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

(表略)

備考1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円

_____をそれぞれ加算した額とする。

(義務教育等教員特別手当)
第二十四条の二 市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員には、その分掌する次に掲げる校務の種類に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。

一 学級(市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の学級に限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第一項又は第三項に規定する特別支援学級を除く。)を担任する校務

二 前号に掲げる校務以外の校務
義務教育等教員特別手当の月額は、八千円_____を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。

三 略

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第224号】

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

教育長の期末手当の支給割合を次のとおりとする。(第3条関係)

支給期	現行	改正後	増減
令和7年12月	170／100	175／100	+5／100
令和8年6月以降	170／100	172.5／100	+2.5／100

3 施行期日

- ・令和7年12月支給分 公布の日（令和7年12月1日適用）
- ・令和8年6月以降支給分 令和8年4月1日

<参考>

区分	現 行			令和7年度（改正後）			令和8年度（改正後）		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.700	1.700	3.400	1.700	1.750	3.450	1.725	1.725	3.450

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

(期末手当) 第三条 略	新	(期末手当) 第三条 略	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。</p> <p>この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>3 5 略</p>	新	<p>(期末手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。</p> <p>この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>3 5 略</p>	旧
<p>教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第二条による改正）</p>			

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業（債務負担行為の設定）

全国高等学校総合文化祭推進室

1 目的

令和8年度に秋田県で開催する第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）（以下「本大会」という。）の実施に向けて、大会開催準備を行うため、債務負担行為を設定する。

2 概要（令和8年度実施予定）

（1）開会行事運営事業

本大会開会行事の円滑な実施に向けて、実施計画策定及び開会行事の運営（進行、仮設、音響・照明及び記録等）支援を行う。

本大会開会行事について

[会期]

令和8年7月26日（日） 1日間

[開催場所及び内容]

- ・総合開会式（秋田市・あきた芸術劇場ミルハス）
式典、交歓会（次年度開催地（石川県）生徒との交流）等
- ・パレード（秋田市・広小路）
全国の高校生によるマーチングバンド及びバトントワリング

（2）部門大会出品展示作品事業

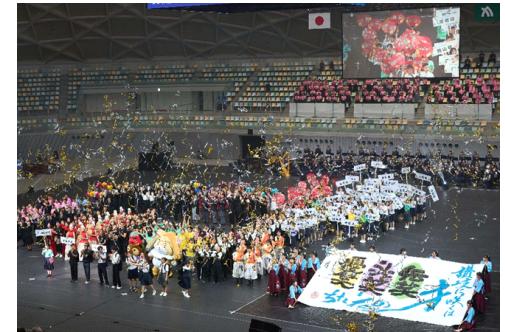
全国から集まる出品展示作品の受付、保管、搬出入及び展示を行う。

[部門] 美術・工芸、書道、写真 計3部門

（3）竿燈制作事業

オリジナル竿燈を制作し、本大会パレードのオープニングアクトで高校生が披露する。

[竿燈] 大若 1本



かがわ総文祭2025会総合開会式



かがわ総文祭2025パレード

(4) シャトルバス輸送事業

本大会会場までの利便性等を確保するため、実施計画策定及び円滑なバス輸送を行う。

[バス輸送] 県内各地の部門大会会場と、宿泊地、最寄り駅間の輸送

3 スケジュール

令和8年1月 企画提案競技等参加者公募

令和8年3月 受託者選考及び契約締結

令和8年4月 事業実施（開会行事及びシャトルバス輸送実施計画策定、倉庫確保、竿燈制作）

4 債務負担行為限度額

138,025千円 (⊖ 138,025千円)

内訳：委託料 138,025千円

(1) 大会開会行事運営事業	58,672千円	(⊖ 58,672千円)
(2) 部門大会展示保管事業	28,990千円	(⊖ 28,990千円)
(3) 竿燈制作事業	511千円	(⊖ 511千円)
(4) シャトルバス輸送事業	49,852千円	(⊖ 49,852千円)

第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)

目的・沿革

全国高等学校総合文化祭は、昭和52年から開催されている全国の高校生による国内最大規模の芸術文化活動の発表の場であり、高校生の創造活動の向上や相互交流を深めることを目的としている。

秋田県での開催は、昭和56年(第5回)以来、2回目の開催となる。なお、インターハイ開催地との調整により、北海道・東北地区の次の開催割当て年度は令和14年度となる。



○開催期間

令和8年7月26日(日)～8月1日(土)の7日間

○主催

文化庁、(公社)全国高等学校文化連盟、秋田県、秋田県教育委員会、県内開催市・同教育委員会、秋田県高等学校文化連盟

○開催内容

開会行事	総合開会式、パレード
部門別事業	舞台発表、展示発表、巡検研修、開閉会式等 【規定部門(19部門)】 全ての大会で実施する部門 演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトンツーリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 【協賛部門】 開催県で内容を検討し、実施する部門 茶華道、情報、特別支援学校
国際交流事業	開催地高校生と海外高校生との文化交流
※皇族の御臨席(総合開会式及びパレード)、部門の御覧等を予定	

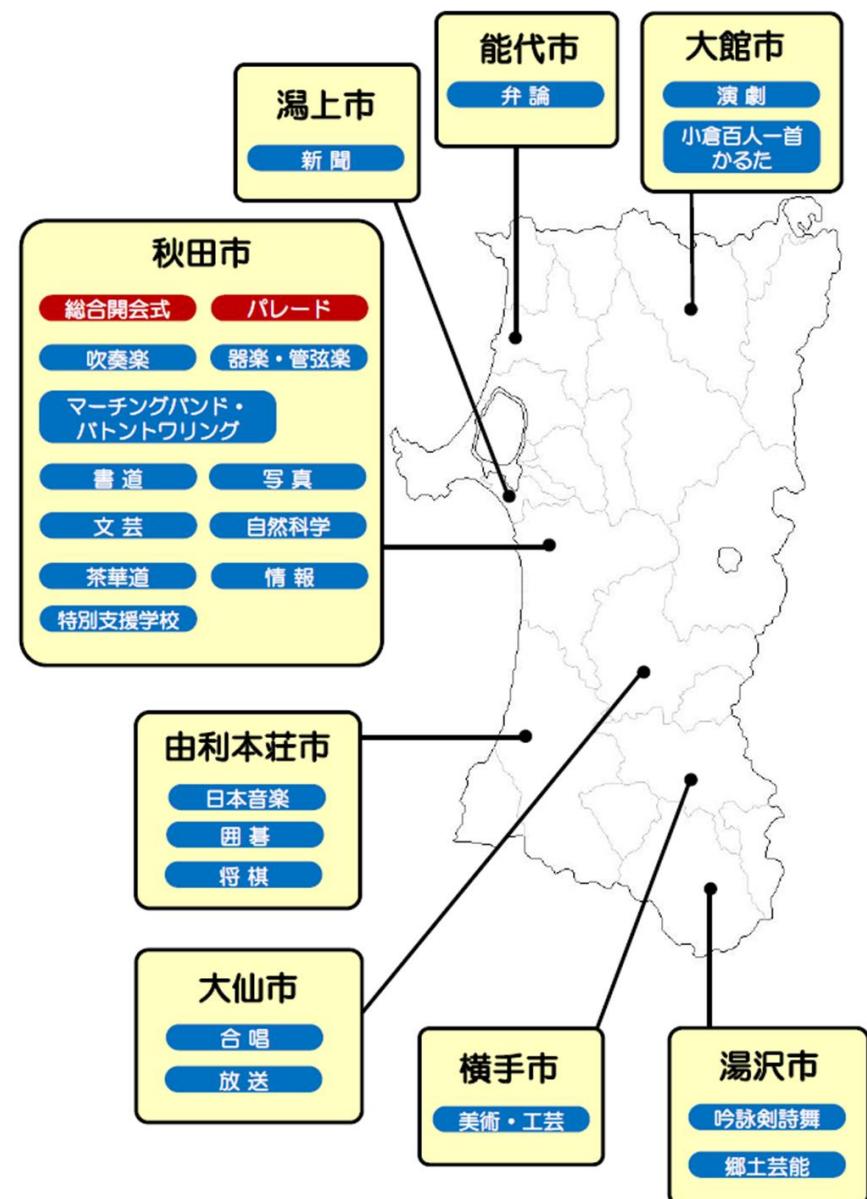


○近年の開催状況

開催年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回	43	44	45	46	47	48	49
開催地	佐賀県	高知県	和歌山県	東京都	鹿児島県	岐阜県	香川県
参加生徒数	18,021		14,583	17,720	16,327	17,195	16,567
観覧者数	91,010	WEB開催	25,254	40,500	91,616	53,815	52,221

あきた総文2026開催主会場及び実施日程

開会行事・開催部門		開催地	会場	令和8年						
				7月			8月			
日	月	火	水	木	金	土				
26	27	28	29	30	31	1				
開会 行事	総合開会式 パレード	秋田市 秋田市	あきた芸術劇場ミルハス 広小路	● ●						
1	演劇	大館市	ほくしか鹿鳴ホール				● ● ●			
2	合唱	大仙市	大仙市大曲市民会館					● ●		
3	吹奏楽	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス					● ●		
4	器楽・管弦楽	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス		● ●					
5	日本音楽	由利本荘市	由利本荘市文化交流館 カダーレ				● ●			
6	吟詠剣詩舞	湯沢市	湯沢文化会館						●	
7	郷土芸能	湯沢市	湯沢文化会館		● ● ●					
8	マーチングパント・バントワーリング	秋田市	県立武道館		●					
9	美術・工芸	横手市	県立近代美術館 横手体育馆		● ● ● ● ●					
10	書道	秋田市	CNAアリーナ★あきた	● ● ● ● ●						
11	写真		県立美術館 にぎわい交流館AU アトリオン	● ● ● ● ●						
12	放送	大仙市	大仙市大曲市民会館			● ●				
13	囲碁	由利本荘市	由利本荘市総合防災公園 ナイスマリーナ		● ●					
14	将棋	由利本荘市	由利本荘市総合防災公園 ナイスマリーナ				● ●			
15	弁論	能代市	能代市文化会館			● ● ●				
16	小倉百人一首かるた	大館市	タクミアリーナ		● ● ●					
17	新聞	潟上市	潟上市市民センターかたりあん 潟上市市民センター天王館		● ● ●					
18	文芸	秋田市	アトリオン		● ● ● ● ●					
19	自然科学	秋田市	県生涯学習センター 県児童会館 秋田県JAビル さきかけホール			● ● ●				
協賛部門	20 茶華道	秋田市	秋田市文化創造館		● ●					
	21 情報	秋田市	秋田市文化創造館		● ●					
	22 特別支援学校	秋田市	秋田市文化創造館				● ●			



美術品取得事業

生涯学習課

1 目的

県民の文化向上に資するため、本県の美術品収集方針に基づき、美術品取得基金の取崩しにより近代美術館等に展示する美術品を取得し、広く県民に公開するとともに、調査研究に活用する。

2 概要

No.	1	2	3
種別	日本画	日本画	日本画
作家名	ふくだ とよしろう 福田 豊四郎	みのむしさんじん 蓑虫山人	ひらふく すいあん 平福 穂庵
作品名	やま あき 「山みのる秋」	たかさご の す 「高砂之図」	えぞ ふうぞく 「蝦夷風俗」
制作年	1929（昭和4）年頃	1894（明治27）年	1882～83（明治15～16）年
仕様	紙本着色・軸装	紙本墨画・額装・双幅	絹本着色・軸装
寸法(cm)	39.7×58.0	各161.0×46.3	139.0×58.0
作品画像			

3 予算額

3,850千円 (④3,850千円) ④：美術品取得基金

No.	1	2	3
評価額	250千円	100千円	3,500千円

※収集対象と評価額は、秋田県美術品取得基金美術品収集委員会で審議済み

※令和7年3月末基金残高：525,236千円

あきたMuseum機能強化事業（Museum特別展充実事業）（債務負担行為の設定）

生涯学習課

1 目的

美術館等が開催する展覧会について、早期に開催内容を確定し、連携するメディア企業によるPR期間を十分確保するため、債務負担行為を設定する。

2 開催予定展覧会概要

展覧会名称（仮称）及び運営方式	会期（予定）	県事業費
(1) 県立美術館 近代西洋絵画名作展 ホキ美術館名品展 黒井健 ごんぎつね40周年原画展 【実行委員会：秋田放送】	8年 4月11日～ 6月14日	14,900千円
	8年 8月 4日～ 9月27日	5,500千円
	8年10月 3日～ 11月29日	4,000千円
	【実行委員会：秋田朝日放送】	5,400千円
(2) 近代美術館 親愛なる友フィンセント 動くゴッホ展 隙あらば猫 町田尚子絵本原画展 原安三郎コレクション 北斎×広重展 生誕160年 寺崎廣業展－横山大観、菱田春草らとともに－	8年 4月18日～ 7月20日	18,052千円
	8年 8月 8日～ 10月 4日	4,000千円
	8年10月10日～ 12月 6日	6,000千円
	8年12月12日～9年2月14日	4,500千円
	【実行委員会：秋田朝日放送】	3,552千円
(3) 博物館 わけあって絶滅しました。展	8年 7月11日～ 8月30日	6,020千円
	【実行委員会：秋田テレビ】	6,020千円
(4) 農業科学館 バラフェスタ2026	8年 6月 6日～ 6月28日 (期間内の土日)	1,682千円
	【実行委員会：秋田放送】	1,682千円

3 債務負担行為限度額

40,654千円（使1,463千円 諸31,573千円 □7,618千円）

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	近代西洋絵画名作展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年4月11日(土)～令和8年6月14日(日)	65日間	
概 要 説 明	<p>19世紀から20世紀にかけて、フランスを中心とする美術界では次々と新しい美術の潮流が生まれた。印象派のモネやルノワール、ポスト印象派のセザンヌやフォーヴィスムのマティス、エコール・ド・パリのシャガールや藤田嗣治、ユトリロ。</p> <p>本展覧会では、笠間日動美術館の西洋絵画コレクションより、近代西洋絵画の魅力を紹介する。</p>		
予 算	11,000千円(県:5,500千円、秋田放送:5,500千円)		
備 考	<p>会 場 県立美術館 3階ギャラリー</p> <p>主 催 實行委員会(秋田県、秋田放送、 公益財団法人平野政吉美術財団)</p>		
	<p>クロード・モネ 《ヴェトゥイユ、水びたしの草原》</p> <p>オーギュスト・ルノワール</p> <p>パブロ・ピカソ《女の顔》1901</p> <p>マルク・シャガール 《花束とカップル》1969年頃</p>		

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	木キ美術館名品展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年8月4日(火)～令和8年9月27日(日)	55日間	
概 要 説 明	<p>近年の美術界における写実ブームの火付け役ともいえる「木キ美術館」。「木キ美術館」は日本で初めての写実絵画専門美術館として、2010年に千葉市にオープンした。</p> <p>本展では、木キ美術館コレクションより約60点の作品を紹介する。絵画でありながら実物を見ているような、あるいは実物以上にリアリティを感じるような、驚きの写実絵画の世界をご堪能いただく。</p>		
予 算	16,000千円(県:4,000千円、秋田放送:12,000千円)		
備 考	<p>会 場 県立美術館 県民ギャラリー、3階ギャラリー</p> <p>主 催 実行委員会(秋田県、秋田放送、 公益財団法人平野政吉美術財団)</p>		
	 <p>島村信之《幻想ロブスター》2013年</p>  <p>生島浩《5:55》 2007年-2010年</p>  <p>森本草介《未来》2011年</p>		

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	黒井健 ごんぎつね40周年原画展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年10月3日(土)～令和8年11月29日(日)	58日間	
概 要 説 明	<p>日本を代表する絵本画家・絵本作家の一人である黒井健。2026年には、初めての絵本出版から50周年、『ごんぎつね』出版から40周年を迎える。</p> <p>本展では、児童文学という優れた作品に絵を添えることの難しさ、素晴らしさに魅了されて歩んできた黒井氏の半世紀以上の軌跡を原画によってご覧いただく。『ごんぎつね』『手ぶくろをかいに』『ころわん』シリーズなど約200点を展示する。</p>		
予 算	9,000千円(県:5,400千円、秋田朝日放送:3,600千円)		
備 考	<p>会 場 県立美術館 3階ギャラリー</p> <p>主 催 實行委員会(秋田県、秋田朝日放送、公益財団法人平野政吉美術財団)</p>		
	 <p>『ごんぎつね』</p>  <p>『ごんぎつね』</p>  <p>『手ぶくろをかいに』</p>  <p>『あきいろのころわん』</p>		

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	親愛なる友フィンセント 動くゴッホ展(仮称)	代表的な作品等
会 期	令和8年4月18日(土)～令和8年7月20日(月・祝) 94日間	
概 要 説 明	<p>フィンセント・ファン・ゴッホ(1853-1890)は、オランダに生まれフランスで活躍したポスト印象派を代表する画家。明るい色彩と大胆なタッチで独特な画風を確立し、その後の美術にも大きな影響を与えた。</p> <p>本展は、ゴッホが残した手紙を紐解きながら、その代表作を先進のデジタル技術により「動く絵画」として紹介する「デジタルファインアート」展。迫力ある映像体験をお楽しみいただきたい。</p>	
予 算	20,000千円(県:4,000千円、秋田放送:16,000千円)	
備 考	<p>会 場 近代美術館 5階展示室</p> <p>主 催 實行委員会(近代美術館、秋田放送)</p>	
		 <p>過去の会場風景</p>

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	隙あらば猫 町田尚子絵本原画展(仮称)	代表的な作品等
会 期	令和8年8月8日(土)～令和8年10月4日(日) 58日間	
概 要 説 明	<p>2007年のデビュー以降、人気絵本作家・画家として注目を集めている町田尚子(1968-)の原画作品展。「隙あらば猫」を座右の銘とする町田の作品には、ある時は主人公として、またある時は名脇役として、たくさんの愛くるしい猫たちが登場する。</p> <p>本展では、町田のデビュー作から、『ネコヅメによる』『なまえのないねこ』『ねこはるすばん』などの代表作、そして最新作『どすこいみいちゃんパンやさん』までの絵本原画に加え、絵画や挿絵、ラフ・スケッチなど約200点を紹介する。また、本展のために制作された作品も特別に展示する。</p>	  
予 算	7,000千円(県:6,000千円、秋田朝日放送:1,000千円)	
備 考	<p>会 場 近代美術館 5階展示室</p> <p>主 催 実行委員会(近代美術館、秋田朝日放送)</p>	

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	原安三郎コレクション 北斎×広重(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年10月10日(土)～令和8年12月6日(日)	56日間	
概 要 説 明	財界の重鎮として活躍した日本化薬株式会社元会長原安三郎氏(1884～1982)が蒐集した珠玉のコレクションより、葛飾北斎や歌川広重による浮世絵を中心に紹介する展覧会。 北斎《富嶽三十六景》や広重《東海道五拾三次》など、誰もが知る浮世絵の名品の数々をたっぷりとご覧いただく。また、絵巻や肉筆浮世絵などその他の優品も展示し、北斎や広重にとどまらない原安三郎コレクションの裾野の広さを紹介する。冷泉為恭《佐竹本三十六歌仙絵巻(模写)》や小田野直武《西洋人物図》といった秋田ゆかりの作品も展示予定。		
予 算	9,000千円(県:4,500千円、秋田朝日放送4,500千円)		
備 考	会 場 近代美術館 5階展示室 主 催 実行委員会(近代美術館、秋田朝日放送)		



歌川豊広《土手の美人図》



歌川広重《東海道五拾三次之内 蒲原 夜之雪》
天保5-6年(1834-35)頃



葛飾北斎《富嶽三十六景 山下白雨》

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

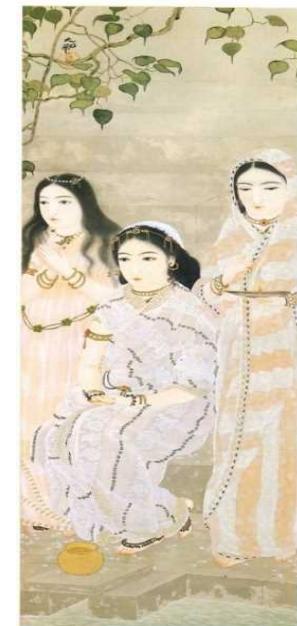
名 称	生誕160年 寺崎廣業展－横山大觀、菱田春草らとともに－ (仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年12月12日(土)～令和9年2月14日(日) ※休館日を除く		50日間
概 要 説 明	<p>秋田を代表する日本画家・寺崎廣業の生誕160年を記念した展覧会。</p> <p>寺崎廣業は、県内外の日本画家に出会い、また日本や中国の古名画や浮世絵から学びながら腕を磨き、日本美術院の創立、東京美術学校(現東京芸術大学)教授、また帝室技芸員に任命されるなど日本画界の重鎮として活躍した。</p> <p>本展では、廣業の初期から晩年までの代表作とともに、同時代に活躍した竹内栖鳳、横山大觀、菱田春草、下村觀山らの作品を展示し、廣業芸術の変遷と活動をご覧いただく。</p>		
予 算	3,552千円(県:3,552千円)		
備 考	<p>会 場 近代美術館 5階展示室</p> <p>主 催 近代美術館 ※単独開催</p>		



寺崎廣業『高山清秋』大正3年



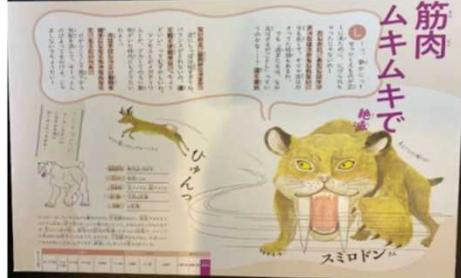
菱田春草『落葉』 明治42年



横山大觀『流燈』
明治42年

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	わけあって絶滅しました。展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年7月11日(土)～令和8年8月30日(日) ※休館日を除く	45日間	
概 要 説 明	<p>絶滅生物の貴重な化石や標本を展示し、絶滅した理由を紹介する。「優しすぎて絶滅」、「筋肉ムキムキで絶滅」など、驚くべき理由で姿を消した生き物たちから、生態系や地球環境について深く学ぶことができる。さわれる化石など、五感を活用して大人も子どもも楽しめる内容とする。2016年に出版された人気の図鑑『わけあって絶滅しました。』を原作とする話題の展示会。</p>		
予 算	17,200千円(県:6,020千円、秋田テレビ:11,180千円)		
備 考	会 場 博物館 企画展示室	 <p>トリケラトプス骨格標本(レプリカ) ニホンオオカミ頭骨(レプリカ)</p>	
	主 催 実行委員会(博物館、秋田テレビ)	 <p>ダチョウ(模型) ～わけあって生きのびた</p>	 <p>スミロドアン(パネル) ～筋肉ムキムキで絶滅</p>

令和8年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	バラフェスタ2026(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和8年6月6日(土)～令和8年6月28日(日) ※休館日を除く(キッチンカーイベントは期間中の土日)	20日間 (8日間)	 
概 要 説 明	<p>車椅子の方や歩行の難しい高齢の方でも楽しめるようにバラ園直結の多目的駐車スペースを設置する。また、フォトスポットを新たに特設することでSNS利用を促し、これまで利用の少なかった若年層への訴求を図る。地域の人材と連携した多彩な付帯事業を企画することで、集客のみならず文化活動と地域活性化への貢献が期待できる。こうした取組により、交流人口・関係人口の増加にも寄与する。また、土日はキッチンカーなどによる販売イベントを行い、にぎわいの創出を図る。</p>		
予 算	2,432千円(県:1,682千円、秋田放送:750千円)		
備 考	<p>会 場 農業科学館</p> <p>主 催 実行委員会(農業科学館、秋田放送)</p>		  